

令和 4 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 3 月 2 2 日

担当部・課：建設部都市計画課〔内線 5 6 2 7〕

産業部商工課〔内線 3 5 2 6〕

① 件 名								
石巻かわまちエリア都市再生整備計画（まちなかウォークアブル推進事業）の変更について								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）								
<p>【背景】 本市では、中心市街地における「駅前エリア」から「川沿いエリア」間を「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを推進する滞在快適性等向上区域に設定し、官民が連携した持続可能なまちづくりを進め、かわまちエリアの賑わい創出と拡大を図るため、令和 4 年 3 月に「石巻かわまちエリア都市再生整備計画」を策定した。</p> <p>中瀬公園は、「かわみなど石巻の原風景の再生と創造」を基本理念に掲げ、河川堤防を整備せず「かわ」と「まち」が一体化した、かつての石巻の姿を創造できる空間として整備を進めている。中瀬公園への来訪者の増加は、中心市街地の賑わい創出や周辺施設への回遊性の向上に寄与することが期待できる。</p> <p>【目的】 中瀬地区を滞在快適性等向上区域に追加することにより、かわまちエリアにおける「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりのより一層の推進を図るもの。</p>								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性								
<p>【根拠法令】 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 1 持続可能な生活基盤整備を推進する</p>								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">令和 4 年 3 月</td> <td>石巻かわまちエリア都市再生整備計画の策定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 月～</td> <td>区域の拡大及び事業の追加について庁内関係課と打合せ</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 1 月</td> <td>宮城県及び国へ相談・協議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 月</td> <td>国より協議完了の通知</td> </tr> </table>	令和 4 年 3 月	石巻かわまちエリア都市再生整備計画の策定	7 月～	区域の拡大及び事業の追加について庁内関係課と打合せ	令和 5 年 1 月	宮城県及び国へ相談・協議	3 月	国より協議完了の通知
令和 4 年 3 月	石巻かわまちエリア都市再生整備計画の策定							
7 月～	区域の拡大及び事業の追加について庁内関係課と打合せ							
令和 5 年 1 月	宮城県及び国へ相談・協議							
3 月	国より協議完了の通知							
⑤ 主な内容								
<p>以下の内容について変更するもの。</p> <p>1 計画区域 滞在快適性等向上区域の拡大（中瀬地区を追加） 変更前 13.0ha 変更後 18.0ha ※都市再生整備計画区域は変更なし</p> <p>2 その他 ・新規事業の追加（中瀬公園展示サイン検討及び設置事業） ・総事業費の変更（変更前 70,500千円 変更後 126,500千円）</p>								

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 中瀬地区を滞在快適性等向上区域に追加することにより、石ノ森萬画館や中瀬公園とかわまちエリアの一体的な整備及び利活用が期待でき、賑わいの創出及び拡大に資する事業を推進しやすい環境の整備が図られる。また、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）では、同交付金（都市公園・緑地等事業）で補助対象外である情報板の整備が可能となる等、幅広い活用が期待できる。</p> <p>【市財政への負担】 総事業費：126,500千円（令和4年度～令和6年度） 財源内訳：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（1/2）、一般財源（1/2） ※社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の国費率 都市再生整備計画区域内 40～45% うち滞在快適性等向上区域内 50%</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>都市再生整備計画を策定済の県内の市町村（計画期間が終了しているものを含む） 仙台市、塩竈市、角田市、多賀城市、大崎市、柴田町、利府町、大和町、南三陸町</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和5年3月 都市再生整備計画（変更案）の提出 都市再生整備計画の変更及び公表</p>
<p>⑨ その他</p>